# 第213期定時株主総会その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

(事業報告)	
当社の新株予約権等に関する	事項1
会計監査人に関する事項┈┈┈	9
業務の適性を確保する体制 *****	10
(計算書類)	
株主資本等変動計算書	14
個別注記表	15
(連結計算書類)	
連結株主資本等変動計算書 *****	24
連結注記表	

/ 2024年4月 1 日から ` 、2025年3月31日まで )

# OKB 大垣共立銀行

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 15 条の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

# 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2011年7月26日 ③新株予約権の数 90個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 900株 ⑤新株予約権の行使期間 2011年7月27日から2061年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	1名
取締役	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2012年7月26日 ③新株予約権の数 78個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 780株 ⑤新株予約権の行使期間 2012年7月27日から2062年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
取締役	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2013年7月26日 ③新株予約権の数 74個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 740株 ⑤新株予約権の行使期間 2013年7月27日から2063年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	1名
取締役(社外取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第6回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2014年7月28日 ③新株予約権の数 72個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 720株 ⑤新株予約権の行使期間 2014年7月29日から2064年7月28日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
取締役	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第7回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2015年7月28日 ③新株予約権の数 46個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 460株 ⑤新株予約権の行使期間 2015年7月29日から2065年7月28日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	1名
取締役(社外取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第8回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2016年7月26日 ③新株予約権の数 72個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 720株 ⑤新株予約権の行使期間 2016年7月27日から2066年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
Priori (D.	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第9回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2017年7月26日 ③新株予約権の数 189個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 1,890株 ⑤新株予約権の行使期間 2017年7月27日から2067年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	3名(注1)
取締役(社外取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第10回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2018年7月26日 ③新株予約権の数 235個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 2,350株 ⑤新株予約権の行使期間 2018年7月27日から2068年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	3名(注1)

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
取締役(社外取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第11回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2019年7月26日 ③新株予約権の数 463個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 4,630株 ⑤新株予約権の行使期間 2019年7月27日から2069年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	4名(注1)
	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第12回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2020年7月28日 ③新株予約権の数 470個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 4,700株 ⑤新株予約権の行使期間 2020年7月29日から2070年7月28日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	4名 (注1)

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
取締役	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第13回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2021年7月26日 ③新株予約権の数 772個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 7,720株 ⑤新株予約権の行使期間 2021年7月27日から2071年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	5名(注2)
収締役(社外取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第14回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年7月26日 ③新株予約権の数 820個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 8,200株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年7月27日から2072年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	5名(注2)

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
取締役	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第15回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2023年7月26日 ③新株予約権の数 892個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 8,920株 ⑤新株予約権の行使期間 2023年7月27日から2073年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	6名 (注3)
(社外取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第16回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2024年7月26日 ③新株予約権の数 1,010個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 10,100株 ⑤新株予約権の行使期間 2024年7月27日から2074年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	6名
上 社外取締役	_	_
監査役	_	_

- 注1. 新株予約権を有する人数のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものを含みます。
  - 2. 新株予約権を有する人数のうち、取締役2名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものを含みます。

- 3. 新株予約権を有する人数のうち、取締役3名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものを含みます。
- 4. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行ったため、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

# (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人数
執行役員(取締役である者を除く)	①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第16回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2024年7月26日 ③新株予約権の数 780個(新株予約権1個につき10株) ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 7,800株 ⑤新株予約権の行使期間 2024年7月27日から2074年7月26日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括 して行使することができる。	8名
子会社及び子法人等 の会社役員及び 使用人	_	_

# 会計監査人に関する事項

# (1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 鈴木 賢次 指定有限責任社員 内田 宏季	62	(会計監査人の報酬等について監査役 会が同意した理由)注4

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等はこれらの合計額を記載しております。
  - 3. 当社及び子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は76百万円であります。
  - 4. 監査役会は、前事業年度における会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画等の内容及び報酬額の見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (2) 責任限定契約 該当事項はありません。
- (3) 補償契約
  - イ 在任中の会計監査人との間の補償契約 該当事項はありません。
  - □ 補償契約の履行等に関する事項 該当事項はありません。
- (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が適切と判断される場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 業務の適性を確保する体制

# 内部統制システムの構築に関する基本方針

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」という経営の基本理念にたち、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、行動憲章において「コンプライアンスを徹底し、誠実・公正に業務を遂行すること」を定め、また、サステナビリティ基本方針において、コーポレートガバナンスの高度化を重点課題として定めます。
  - (2) 取締役会が定めた行動憲章について、取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、コンプライアンスを徹底します。
  - (3) 取締役会は、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンスの重要性を役職員に周知するとともに、コンプライアンスの徹底を図ります。
  - (4) 取締役会は、その時々の経営環境を踏まえたコンプライアンスに関する重点実施項目として事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員はこれを実践します。
  - (5) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンスの実践状況等の把握を行い、必要な改善措置等を協議・検討します。
  - (6) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス態勢の整備を行います。また、全部店は、コンプライアンス責任者のもと、 コンプライアンスの実践及び研修を行います。
  - (7) 取締役会は、コンプライアンスの実践状況及び運営上の問題点等について定期的又は必要に応じて随時、提言·報告を受け、 経営施策に反映します。
  - (8) 取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署から、法令等遵守態勢に係る監査結果について適時適切に報告を受けます。
  - (9) 役職員の法令違反等の早期発見及び未然防止を行うため、内部通報(コンプライアンス·ホットライン等)及び通報者保護の措置を講じます。
  - (10) マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネー・ローンダリング等」という)の防止に対しては、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融防止に関する基本方針」を定め、適切なマネー・ローンダリング等防止態勢を構築します。
  - (11) 反社会的勢力に対しては、適切かつ毅然とした対応で臨み、関係遮断を徹底します。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会等の議事録及び関連資料等、重要な文書については、社内規定に基づき、適切に保存・管理します。

- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、当社及び当社の関連会社(以下、「当社グループ」という)の業務において発生するリスクについて、以下のリスク区分を設定し、当該リスクを適切に管理するため「リスク管理方針」を定めます。
    - A. 信用リスク
    - B. 市場リスク
    - C. 流動性リスク
    - D. オペレーショナル・リスク

- (2) 取締役会が定めたリスク管理方針に則り、リスク区分毎のリスク管理規程において、リスクに関する管理体制、管理方法等を 定め、リスク区分毎に設置した統括管理部署及び所管部署が、担当するリスクを網羅的に管理し、統合的リスク管理部署が、 それらの各種リスクを統合的に管理します。
- (3) ALM委員会を設置し、全体のバランスシート(含むオフバランス)を総合調整することにより、リスクを許容範囲内に制御し、 収益性の向上に努めます。
- (4) オペレーショナルリスク管理委員会を設置し、オペレーショナルリスク及びその管理態勢に関する重要事項を把握し、オペレーショナルリスク管理の実効性を高めます。
- (5) 自然災害やシステム障害等の緊急事態を想定した「業務継続管理方針」を定め、業務継続のための管理態勢を整備します。
- (6) 取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク状況について定期的又は必要に応じて随時、報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させます。
- (7) 取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署から、リスク管理態勢に係る監査結果について適時適切に報告を受けます。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、中期経営計画を策定し、その主旨、基本戦略及び主要施策等について役職員に周知するとともに、中期経営 計画に基づき半期毎の業務計画を策定します。業務計画の策定にあたり、戦略目標として、計量計画の設定、各業務区分へ の効率的な資本配賦及び効率的な経営資源の配分を行います。
- (2) 取締役会は、中期経営計画及び業務計画の進捗状況等について、定期的に報告を受けるほか、必要に応じて計画達成に向けた具体的施策を決定します。
- (3) 取締役会の下部組織として取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員、専務 執行役員、常務執行役員及び常勤監査役で構成される常務会において、経営に関する重要事項について協議するとともに、 業務全般の統制・管理を行います。
- (4) 取締役会決議に基づく業務執行については、組織規程及び職務権限基準において業務分掌・権限等を定め、これらに基づき各業務執行部署が適切に業務を遂行することにより、取締役の職務執行の効率化を図ります。

### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社関連会社の経営・統制全般に係る統括部署を設置し、関連会社の経営状況の定期的な把握及びコンプライアンスの実践状況、リスク管理状況等、業務運営全般に関するモニタリング等を行うとともにこれらについて統括部署より適時適切に報告を受けます。
- (2) 取締役会は、当社の企業集団における業務の適正の確保を図るため「関連会社運営規程」を定め、関連会社の自主・独立性を尊重しつつ、関連会社の経営管理態勢、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢等に関する基本方針と遵守事項を明確にします。また、関連会社の経営や業務上の重要事項については、統括部署が窓口となり、当社内で事前協議する体制を確保します。
- (3) 当社は、関連会社との間において、定期的に諸会議を開催し業務運営全般に関する意思の疎通と連携強化を図ります。
- (4) 取締役会は、内部監査部署から、関連会社に対する監査結果について適時適切に報告を受けます。
- (5) 当社グループは、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用の基本方針」を定め、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を整備します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの 独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、直ちに対応します。その際には、当該使用人の取締役からの独立性を確保し、監査役の指示の実効性を確保します。

# 7. 監査役に報告をするための体制

役職員は、監査役に対し、法令及び社内規程に定めのある事項のほか、以下の事項等について報告を行います。

- (1) 当社グループの業務・業績に影響を与える重要な事項
- (2) 当社グループの役職員による法令又は定款に違反した事項、また、それらが発生する恐れがあると考えられる事項
- (3) 主要な会議及び委員会の議事録
- (4) 取締役が決裁した重要な禀議書及び取締役に報告された重要な報告書
- (5) 関連会社の業務執行状況等に関する事項
- (6) 内部監査の実施状況及びその結果
- (7) 内部通報制度の運用状況及び通報の内容

上記(1)から(7)のうち、関連会社に関する事項について、関連会社の役職員から、当社統括部署を通じて、当社の監 査役へ報告する体制を適切に確保します。

また、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底します。

# 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 役職員は、監査役会規程及び監査役監査基準を尊重し、また、代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行い、対処すべき課題等についての意思疎通を図ります。
- (2) 内部監査部門や会計監査人は、監査役と定期的に情報交換を行う場を設定し、連携を図ります。
- (3) 監査役が職務の執行上必要と認める費用について当社に対し請求をしたときは、適切に対応します。

### 内部統制システムの運用状況の概要

当社は業務の適正を確保するため、内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき内部統制を整備し運用しております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

取締役で構成する取締役会を12回開催したほか、書面決議を1回行い、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、 取締役が業務執行状況やリスク状況の報告等を行いました。また、取締役会長、取締役頭取、取締役常務執行役員、常務執行 役員にて構成する常務会を23回開催し、経営に関する重要事項について協議するとともに業務全般の統制・管理を行いました。

(2) リスク管理態勢

リスク管理に関する取組方針や組織体制等を定めたリスク管理方針や、リスク区分毎の管理手続き等を定めた各種リスク管理規程等に基づき、担当取締役が四半期毎にリスク状況を取締役会に報告いたしました。

(3) コンプライアンス態勢

コンプライアンスに関する重点実施項目「コンプライアンス・プログラム」を取締役会にて策定し、役職員はこれを実践いたしました。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会では、コンプライアンスの実践状況等の把握を行い、必要な改善策等を協議・検討いたしました。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社グループにおける経営課題の把握や業務の適正を確保するため、担当取締役が四半期毎にグループ会社の業務執行状況やリスク状況を取締役会に報告いたしました。

(5) 監査役の職務執行

監査役は取締役会や常務会等に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認いたしました。また、監査役は、会計 監査人や内部監査部門、コンプライアンス統括部門、グループ会社の取締役・監査役等と定期的に情報交換や意見交換を行 うことにより監査の実効性を高めております。

# 取締役会の実効性に関する評価

(1) 実効性のある取締役会に向けた取り組み

当社では、経営陣の責任をより一層明確にするために、取締役の任期を1年としております。

2018年には、取締役等の指名や報酬等の重要な事項の決定に対する客観性と説明責任を強化するために、独立社外役員を過半数とする経営諮問会議を設置しております。

(2) 取締役会全体の実効性の評価結果の概要

当社では、取締役会全体の実効性について、取締役・監査役等による自己評価等を踏まえ、毎年分析・評価を行うこととしており、2024年5月の取締役会において取締役会全体の実効性の分析・評価を実施いたしました。更なる実効性の向上に向け、以下の事項について取り組んでまいります。

- ・取締役会における議論の充実化、活性化に向け、資料の改善や議案の見直し、適正な審議時間の確保等に継続的に取り 組む
- ・取締役会としての意思決定及びけん制機能が十分に発揮できるように、適時適切な情報提供を図りつつ、新任役員等に対して必要な知識が習得できる機会を提供していく

# 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

		株主資本							
			資本剰余金			利益乗	訓余金		
	資本金	恣★	その他	資本	∓ıl→÷	その他利益	益剰余金	利益	
	关小亚	資本 準備金	資本 剰余金	剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	
当期首残高	46,773	36,034	_	36,034	13,536	126,578	30,223	170,337	
当期変動額									
剰余金の配当							△ 2,913	△ 2,913	
当期純利益							13,265	13,265	
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
別途積立金の積立						5,000	△ 5,000	_	
土地再評価差額金の取崩							38	38	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	0	0	_	5,000	5,390	10,390	
当期末残高	46,773	36,034	0	36,034	13,536	131,578	35,613	180,727	

	株主	上資本 上資本		評価·換	算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価·換算 差額等 合計	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	△ 406	252,739	46,539	△ 1,642	1,813	46,710	116	299,567
当期変動額								
剰余金の配当		△ 2,913						△ 2,913
当期純利益		13,265						13,265
自己株式の取得	△4	△ 4						△ 4
自己株式の処分	25	25						25
別途積立金の積立		_						-
土地再評価差額金の取崩		38						38
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 28,180	791	△ 93	△ 27,482	5	△ 27,477
当期変動額合計	20	10,411	△ 28,180	791	△ 93	△ 27,482	5	△ 17,066
当期末残高	△ 385	263,151	18,359	△ 851	1,719	19,227	122	282,501

# 個別注記表

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 重要な会計方針

- 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社及び子法人等株式 については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、 ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~60年

その他 3年~20年

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却 方法と同一の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額 法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額 とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 6. 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に相当する債権のうち、債務者単位の債権額が一定金額未満の債権につい

ては、過去の貸倒実績を基礎とした予想損失率に、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を乗じた額を計上しております。また、破綻懸念先に相当する債権のうち、債務者単位の債権額が一定金額以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

# (2)投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

# (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按 分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から掲益処理

# (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求 に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

### 7. 収益及び費用の計ト基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

# 8. ヘッジ会計の方法

# (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価は、キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより行っております。

9. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

# 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な 影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金 21,257百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 個別注記表に注記すべき事項が連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、注記を省略しております。

# 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額

24.439 百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額9,060 百万円危険債権額44,017 百万円三月以上延滞債権額84 百万円貸出条件緩和債権額5,111 百万円合計額58.273 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,269百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 186,278 百万円 貸出金 274,506 百万円 その他の資産 444 百万円

担保資産に対応する債務

預金 43,100 百万円 売現先勘定 18,308 百万円 債券貸借取引受入担保金 95,872 百万円 借用金 208,100 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券55,678百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金 329 百万円及び敷金 630 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、当事業年度末において 該当するものはありません。

- 5. 現先取引に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は 78 百万円であります。
- 6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,288,426百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,217,381百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額に時点修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳

簿価額の合計額との差額

5.916百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

42,006百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

1.216百万円

- 10.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は28,988百万円であります。
- 11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,112百万円であります。

12. 関係会社に対する金銭債権総額

26,481百万円

13. 関係会社に対する金銭債務総額

44.593百万円

### (損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 3,093百万円 役務取引等に係る収益総額 808百万円 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 89百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 21百万円 役務取引等に係る費用総額 1,279百万円 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 2,735百万円

2. 以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種 類	減損損失
岐阜県内	営業店舗7か所	土地、建物等	125百万円
	遊休資産2か所	土地	1百万円
岐阜県外	営業店舗5か所	土地、建物等	430百万円
		合計	557百万円
		(うち土地	45百万円)
		(うち建物	203百万円)
		(うちその他	308百万円)

これらの資産は、継続的な地価の下落、営業キャッシュ・フローの低下、店舗の建替等の意思決定を受けて、資産グループの帳 簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額及び解体費用見込額を減損損失として特別損失に計上しております。営業用店舗に ついては管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピング単位とし、遊休資産については各資産単位をグルーピング単位と しております。また、本店、事務センター、研修所、社宅等については共用資産としております。

減損損失の測定に使用している回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フロー見積額を4.6%で割り引いて算定しております。

(単位:千株)

### (株主資本等変動計算書関係)

白己株式の種類及び株式数に関する事項

		当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自	己株式					
	普通株式	210	2	13	199	(注)
	合 計	210	2	13	199	

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取り2千株による増加であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少13千株は、ストック・オプションの権利行使による譲渡13千株及び単元未満株式の買増請求に基づく売渡し0千株による減少であります。

# (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	
売買目的有価証券	△ 0	

# 2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
	国債	_	_	_
0+ /TL 1/4% /H +-1 07 ==	地方債	_	_	_
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	2,507	2,515	8
	その他	_	_	_
	小 計	2,507	2,515	8
	国債	_	_	_
0+ /TL L N/C /H +-1 07 ==	地方債	_	_	_
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	26,480	26,220	△ 260
	その他	_	_	_
	小 計	26,480	26,220	△ 260
合 計		28,988	28,736	△ 252

# 3. 子会社・子法人等株式及び出資金(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	_	_	_
승 計	_	_	_

# (注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	24,409

# 4. その他有価証券(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
	株式	108,824	32,236	76,588
	債券	3,437	3,417	19
	国債	-	_	_
₩±107±=116718	地方債	60	60	0
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	社債	3,377	3,357	19
4人内が個で起えても000	その他	63,022	60,235	2,787
	外国証券	17,597	17,319	277
	その他の証券	45,424	42,915	2,509
	小計	175,284	95,888	79,395
	株式	353	401	△ 47
	債券	544,605	575,698	△ 31,093
	国債	104,887	112,169	△ 7,281
₩ H++ 1077 → = 1 1 AT 1 %	地方債	267,667	276,405	△ 8,738
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	社債	172,049	187,123	△ 15,073
4人门水仙 色色/2/000 000	その他	292,578	315,472	△ 22,893
	外国証券	138,010	145,269	△ 7,258
	その他の証券	154,567	170,203	△ 15,635
	小計	837,537	891,572	△ 54,034
合 計		1,012,821	987,461	25,360

# (注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等(※1)	4,294
組合出資金 (※2)	7,497

- (※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- 5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	111	111	_
合 計	111	111	_

(売却の理由) 私募債の買入消却であります。

# 6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	4,664	3,134	5
債券	66,646	177	2,031
国債	27,993	29	176
地方債	27,392	147	825
社債	11,261	_	1,029
その他	44,657	2,950	3,632
外国証券	34,880	77	3,271
その他の証券	9,776	2,872	361
合 計	115,968	6,262	5,669

# 7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

なお、時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合に著しい下落があったものとしておりますが、減損処理にあたっては、 当事業年度末における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%下落した場合 には、回復の可能性を考慮して必要と認めた額について減損処理を行っております。

# (金銭の信託関係)

# 1. 運用目的の金銭の信託(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	4,909	-

- 2. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在) 該当事項はありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2025年3月31日現在) 該当事項はありません。

# (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

# 繰延税金資産

貸倒引当金	5,712百万円
有価証券評価損	1,341
減価償却超過額	1,103
賞与引当金	375
その他	1,770
繰延税金資産小計	10,303
評価性引当額	△ 2,258
繰延税金資産合計	8,044
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 7,246
前払年金費用	△ 126
その他	<u> </u>
繰延税金負債合計	△ 7,387
繰延税金資産の純額(△は負債)	657百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.9%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.8%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は159百万円増加(繰延税金負債は211百万円増加)し、法人税等調整額は149百万円減少しております。

# (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	6,782円60銭
1株当たりの当期純利益金額	318円63銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	318円16銭

# 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	46,773	42,362	186,526	△ 406	275,255	
当期変動額						
剰余金の配当			△ 2,913		△ 2,913	
親会社株主に帰属する当期純利益			14,718		14,718	
自己株式の取得				△ 4	△ 4	
自己株式の処分		0		25	25	
土地再評価差額金の取崩			38		38	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	_	0	11,843	20	11,864	
当期末残高	46,773	42,362	198,369	△ 385	287,120	

	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	47,654	△ 1,642	1,813	15,505	63,331	116	338,704
当期変動額							
剰余金の配当							△ 2,913
親会社株主に帰属する当期純利益							14,718
自己株式の取得							△ 4
自己株式の処分							25
土地再評価差額金の取崩							38
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 28,450	791	△ 93	△ 4,294	△ 32,048	5	△ 32,042
当期変動額合計	△ 28,450	791	△ 93	△ 4,294	△ 32,048	5	△ 20,178
当期末残高	19,204	△ 851	1,719	11,210	31,283	122	318,525

# 連結注記表

※子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。 ※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類の作成方針

- 1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結される子会社及び子法人等 10社

主要な会社名

共友リース株式会社

共立コンピューターサービス株式会社

株式会社OKB総研

(2) 非連結の子会社及び子法人等

8社

主要な会社名

OKB Consulting Vietnam Co., Ltd.

大垣共立事業承継3号投資事業有限責任組合

OKBスタートアップ支援1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

株式会社Nexus

株式会社ノア

株式会社サンマートサカイ

株式会社OKBC 1

MCP 5 株式会社

株式会社構井製作所

投資事業等を営む非連結子会社等が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

- 2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。
  - (2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 8社

主要な会社名

OKB Consulting Vietnam Co., Ltd.

大垣共立事業承継3号投資事業有限責任組合

OKBスタートアップ支援1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 10社

- 4. 開示対象特別目的会社に関する事項
  - (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要該当事項はありません。
  - (2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等該当事項はありません。
- 5. のれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

# 会計方針に関する事項

- 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社の有形固定資産は、定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~60年

その他 3年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

# (2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。また、一部の連結される子会社及び子法人等で市場販売目的のソフトウェアについて、会社で定める有効期間に基づいて償却しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 貸倒引当金の計 ト基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に相当する債権のうち、債務者単位の債権額が一定金額未満の債権については、過去の貸倒実績を基礎とした予想損失率に、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を乗じた額を計上しております。また、破綻懸念先に相当する債権のうち、債務者単位の債権額が一定金額以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署 が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、 貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

### 6. 投資損失引当金の計 ト 基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を 計上しております。

### 7. 賞与引当金の計ト基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

# 8. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

### 9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に 応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

### 10. ポイント引当金の計ト基準

一部の連結される子会社及び子法人等が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが将来費消された場合の負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

### 11. 特別法トの引当金の計ト基準

特別法上の引当金は、金融商品取引業を営む連結される子会社の金融商品取引責任準備金であり、金融商品取引の事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に基づき算出した額を計上しております。

# 12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按 分した額を、それぞれ発生の習連結会計年度から掲益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末 自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 13. 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

連結される子会社及び子法人等のファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に 売上高と売上原価を計上する方法によっております。

### 14. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

# 15. 重要なヘッジ会計の方法

# (1) 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価は、キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理を行っております。

# (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより行っております。

### 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日企業会計基準委員会) 等

# (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

### 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

# 貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額 貸倒引当金 25.078百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

当社の貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は過去の貸倒実績を基礎としております。また、債務者区分の判定に与える影響については、原材料や資源価格の高騰等が一定期間継続するという仮定を加味しております。

なお、連結子会社の貸倒引当金として計上が必要な額の算出に関しても、上記仮定を加味しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記②に関し、影響が及ぶ時期が長期化する場合及び、影響が及ぶ債務者の範囲が広範となる場合、予想損失率が上昇する可能性が高いため、貸倒引当金の金額が増加するとともに経営利益が減少する可能性があります。

# 注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)1,128 百万円
- 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額10,099 百万円危険債権額44,683 百万円三月以上延滞債権額84 百万円貸出条件緩和債権額5,111 百万円合計額59,979 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手 形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、 6,269百万円であります。
- 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 186,278 百万円 貸出金 274,506 百万円 リース債権及びリース投資資産 764 百万円 その他資産 444 百万円

担保資産に対応する債務

預金 43,100 百万円 売現先勘定 18,308 百万円 債券貸借取引受入担保金 95,872 百万円 借用金 208,700 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券55,678百万円を差し入れております。また、その他資産には、先物取引差入証拠金1,690百万円、金融商品等差入担保金10,580百万円、保証金407百万円及び敷金678百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当連結会計年度末に おいて該当するものはありません。

- 5. 現先取引に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有 する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は78百万円であります。
- 6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定 された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係 る融資未実行残高は、1,285,664百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消 可能なものが1,214,619百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並び に連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、 金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込 みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必 要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を 把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した 金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額に時点 修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後

の帳簿価額の合計額との差額

5.916百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

47,941百万円

- 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,364百万円
- 10.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 28,988百万円であります。
- 11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,113百万円であります。

### (連結損益計算書関係)

- 1. その他の経常収益には、リース業に係る収益 41.594 百万円を含んでおります。
- 2. その他の経常費用には、リース業に係る費用38.687百万円を含んでおります。
- 3. 以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
岐阜県内	営業店舗7か所	125百万円	
	遊休資産2か所	土地	1百万円
岐阜県外	営業店舗5か所	土地、建物等	430百万円
		合計	557百万円)
		(うち土地	45百万円)
		(うち建物	203百万円)
		(うちその他	308百万円)

これらの資産は、継続的な地価の下落、営業キャッシュ・フローの低下、店舗の建替等の意思決定を受けて、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額及び解体費用見込額を減損損失として特別損失に計上しております。営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピング単位とし、遊休資産については各資産単位をグルーピング単位としております。また、本店、事務センター、研修所、社宅等については共用資産としております。

減損損失の測定に使用している回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フロー見積額を4.6%で割り引いて算定しております。

# (連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	41,831	_	_	41,831	
合 計	41,831	_	_	41,831	
自己株式					
普通株式	210	2	13	199	(注)
合 計	210	2	13	199	

- (注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取り2千株による増加であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少13千株は、ストック・オプションの権利行使による譲渡13千株及び単元未満株式の買増請求に基づく売渡し0千株による減少であります。
- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権 新株予約権の目的となる株式の数(株)					)///±//± A = 1	
区分	新株予約権の 内訳	の目的と なる株式の 種類	当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結会計年度末	当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権			-			122	
	合 計		_				122	

### 3. 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	1,456百万円	35円00銭	2024年3月31日	2024年6月20日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	1,457百万円	35円00銭	2024年9月30日	2024年12月10日

4. 2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(1) 配当金の総額 2.289百万円

(2) 1株当たり配当額55円(3) 基準日2025年3月31日

(4) 効力発生日 2025年6月25日 なお、配当原資は、利益剰余金とする予定であります。

(金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、当社、連結子会社 10 社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務のほか、証券業務やクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当社では、事業性及び消費性の貸出を行ったり、有価証券及び短期の資金運用を行っております。これらは、主に地域の皆さまからお預りした預金を原資としておりますが、借入金等で資金調達もしております。連結子会社では、銀行借入等による資金調達を行っております。

このように主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動等による不利な影響が生じないように資産及び負債の総合管理 (ALM) を実施しております。

なお、お客さまの為替や金利等に係るヘッジニーズに対応するため、また、当社自身のリスクコントロール等を目的としてデリバティブ取引を利用しているほか、短期での収益増強を目的とするトレーディング取引にも、デリバティブ取引を利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、契約不履行によってもたらされる 信用リスクを有しております。

当連結会計年度末における貸出金のうち、大部分は東海三県(愛知・岐阜・三重)に所在する店舗の貸出金であり、当地の経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

当社は、国債・地方債等の債券及び上場株式等の有価証券を資金運用の一環として保有しております。これらは、発行体の信用リスク、金利リスク及び市場リスクを有しております。

貸出や有価証券等による資金運用と預金等による資金調達は、金利又は期間のミスマッチを生ずる可能性のあること、 予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になること、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる こと等の流動性リスクを有しております。

当社は、外貨建の資産及び負債を保有しておりますが、これらは為替リスクを有しております。

当社が利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利先物取引・金利スワップ取引・金利オプション取引、通貨関連では、通貨スワップ取引・先物外国為替取引・通貨オプション取引、有価証券関連では、債券先物取引・債券先物オプション取引・株式先物取引等であります。

お客さまとの取引においては、金利スワップ取引・金利オプション取引・通貨スワップ取引・先物外国為替取引・通貨

オプション取引を利用しております。

有価証券投資においては、価格変動リスクの回避等を目的として、債券先物取引・債券先物オプション取引・株式先物 取引を利用しております。

外貨建有価証券投資においては、金利・為替リスク及び流動性リスクを回避するために、金利・通貨スワップ取引を利用しております。

また、ALMでは、金利リスクを回避するために、金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引の一部は、個別ヘッジ及び包括ヘッジとして取組み、ヘッジ会計を適用しております。ヘッジの有効性評価につきましては、業種別委員会実務指針第24号に則して評価しております。また、金利スワップの特例処理については、事前テストにおいて要件を満たすことを確認しております。

このほか、トレーディング取引において、金利先物取引・債券先物取引・債券先物オプション取引等を利用しております。 デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を有しております。

# (3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理に関する取組方針や組織体制等を定めた「リスク管理方針」や、リスク区分毎に管理手続等のリスク管理に関する取り決めを定めた各種リスク管理規程等に則り、リスクの内容や規模を踏まえた適正かつ有効なリスク管理体制を整備・確立した上で、リスクと収益のバランスを図りながら適切なリスク管理に努めております。

具体的には、ALM委員会等のリスク管理関連の委員会を設置しているほか、各種リスクを統合的に管理する部署やリスク区分毎に統括管理部署と所管部署を設置し、これらのリスク管理部門から経営陣に直接リスク状況を定期的及び必要に応じて随時報告する態勢を整備しております。

ALM委員会は毎月開催され、市場リスク、流動性リスク、信用リスクを対象に、これらのリスクを許容範囲内に制御 し収益性の向上を図ることを目的として、有価証券の運用方針や資金繰り方針等を審議し決定しております。

また、他の部署から独立した業務監査部において、リスク管理の適切性や有効性の確認等も行っております。

### A. 信用リスクの管理

当社は、「信用リスク管理規程」及び信用リスクに関する諸規定に則り、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信管理(与信承認条件の履行状況管理、与信実行後の日常的管理、問題債権の管理)、信用格付、与信ポートフォリオ管理(信用リスクの計量化手法による計測・分析及び与信集中を排除するための限度額管理)を通じて信用リスクを適切にコントロールしております。また、信用リスク管理部門として統括管理部署及び所管部署を定め、リスク管理を実施する体制を整備しております。

これらの与信審査、与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、定期的に、または必要に応じて取締役会、常務会等を開催し、大□先等の状況について協議・報告を行っております。

また、与信ポートフォリオ管理については、経営管理部により行われ信用リスクの状況に関して定期的に取締役会等へ 報告しております。

これらのリスク管理の状況については、業務監査部が監査しております。

#### B. 市場リスクの管理

当社は、「市場リスク管理規程」に則り、各種の限度額管理等を通してこれらのリスクを適切にコントロールしております。また、市場部門(フロントオフィス)から市場リスク管理部門(ミドルオフィス)と事務管理部門(バックオフィス)を分離して、牽制機能が発揮できる組織体制を整備しております。

# (a) 金利リスクの管理

市場リスク管理部門は、金利リスクに関し、必要に応じて、リスク限度額、損失限度額、取引限度額等の各種限度額を設定し、ポジション、損益、リスク等の状況を、日次並びに月次で担当役員等に報告を行うとともに、定期的に、または必要に応じて随時取締役会等へ報告を行っております。

当社では「市場リスク管理規程」に則り、各種の限度額管理等を通してこれらのリスクを適切にコントロールしております。

### (b) 為替リスクの管理

市場リスク管理部門は、為替リスクに関し、必要に応じて、リスク限度額、損失限度額、取引限度額等の各種限度額を設定し、ポジション、損益、リスク等の状況を、日次並びに月次で担当役員等に報告を行うとともに、定期的に、または必要に応じて随時取締役会等へ報告を行っております。

当社では「市場リスク管理規程」に則り、各種の限度額管理等を通してこれらのリスクを適切にコントロールしております。

# (c) 価格変動リスクの管理

市場リスク管理部門は、価格変動リスクに関し、必要に応じて、リスク限度額、損失限度額、取引限度額等の各種限度額を設定し、ポジション、損益、リスク等の状況を、日次並びに月次で担当役員等に報告を行うとともに、定期的に、または必要に応じて随時取締役会等へ報告を行っております。

当社では「市場リスク管理規程」に則り、各種の限度額管理等を通してこれらのリスクを適切にコントロールしております。

### (d) デリバティブ取引のリスク管理

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を有しておりますが、市場リスクについては、大部分がヘッジ目的の取引のため、トレーディング取引にほぼ限定されております。

信用リスクについては、取引相手先毎に限度額を設定しリスクの集中を回避しております。

なお、契約先は信用度の高い金融機関、法人であり、リスクは低いものと認識しております。

デリバティブ取引担当部署で、毎日、残高・評価損益等を管理しております。

短期での収益を目的としたトレーディング取引については、一定の限度額を設定して、リスクが過大とならないように管理しております。

リスク管理は、「市場リスク管理規程」並びに「信用リスク管理規程」に則り行っております。特に、市場リスクについては、統括管理機関であるALM委員会が総合的に判断し、運営を行っております。

### (e) 市場リスクに係る定量的情報

# ア. トレーディング目的の金融商品

当社は、商品有価証券並びに一部のデリバティブ取引をトレーディング目的として保有しておりますが、必要に応じて、リスク限度額、損失限度額、取引限度額等の各種限度額を設定し、ポジション、損益、リスク等の状況を、日次並びに月次で管理しておりますので、これらのリスクは限定的となっているため VaR は算定しておりません。

### イ. トレーディング目的以外の金融商品

当社において、主要なリスク変数である金利リスクと価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、有価証券のうちの債券・株式並びに投資信託、貸出金、預金、譲渡性預金、借用金、社債及びデリバティブ取引のうちの金利スワップ取引であります。

当社では、これらの金融資産及び金融負債の VaR の算定にあたっては、分散共分散法(保有期間 120 日、信頼 区間 99%、観測期間 5 年間)を採用しております。算定した VaR は金利の変動リスク並びに価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当連結会計年度末における当社の VaR は、全体で 53,920 百万円であります。

当社では、モデルが算出する VaR と相場変動に基づく損益を比較するバックテスティングを実施して、VaR モデルの評価をしており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。 VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

主要なリスク変数である為替リスクの影響を受ける主たる金融商品は、外国為替、有価証券のうちの外貨建債券、外貨預金及びデリバティブ取引のうちの通貨関連取引でありますが、為替リスクに関しては、必要に応じて、リス

ク限度額、損失限度額、取引限度額等の各種限度額を設定し、ポジション、損益、リスク等の状況を、日次並びに 月次で管理しておりますので、これらのリスクは限定的となっており VaR は算定しておりません。

#### C. 流動性リスクの管理

当社では、「流動性リスク管理規程」に則り、保守的な資金繰り運営に努めております。また、不測の事態に備えては 「流動性危機時対応策」を定め、速やかに対応できるよう態勢を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
有価証券(※1)			
満期保有目的の債券	34,018	33,424	△ 593
その他有価証券	1,015,296	1,015,296	_
貸出金	4,469,609		
貸倒引当金(※2)	△ 20,817		
	4,448,792	4,354,620	△ 94,171
資産計	5,498,107	5,403,342	△ 94,764
預金	5,696,702	5,694,487	△ 2,215
譲渡性預金	34,779	34,779	_
借用金	260,800	260,375	△ 424
負債計	5,992,282	5,989,642	△ 2,640
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	285	285	_
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 1,250	△ 1,250	_
デリバティブ取引計	△ 965	△ 965	_

- (※1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日) 第24-3 項及び第24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額		
非上場株式等 (※1)(※3)	5,490		
組合出資金 (※2)(※3)	8,677		

- (※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年 3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (※3) 当連結会計年度において、203百万円の減損処理を行っております。
- (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10 年超
有価証券						
満期保有目的の債券	8,900	12,512	6,879	4,721	15	989
うち国債	_	_	_	1,992	_	989
地方債	_	500	201	1,346	_	-
社債	8,900	12,011	6,677	1,382	15	-
その他有価証券のうち満期があるもの	137,875	88,611	70,866	83,809	31,138	327,940
うち国債	_	_	7,000	28,900	_	76,800
地方債	91,884	51,691	62,053	41,650	23,930	5,122
社債	25,003	2,531	1,813	400	1,100	157,856
外国証券	20,987	34,389	-	12,858	6,107	88,161
貸出金(※)	748,779	644,485	536,258	383,764	496,068	1,607,128
승 計	895,555	745,609	614,004	472,295	527,222	1,936,059

(※) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 52,512 百万円、期間の定めのない もの 611 百万円は含めておりません。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10 年超
預金 (※)	5,376,900	223,381	91,103	1,547	3,770	_
譲渡性預金	34,779	_	_	_	_	-
借用金	108,358	143,714	6,998	1,163	565	_
合 計	5,520,039	367,095	98,101	2,710	4,335	_

- (※)預金のうち、要求払預金は、「1年以内」に含めて開示しております。
- 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象

となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを

用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

				(十位・口/기 )/
N /		時	価	
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
その他有価証券				
国債·地方債等	104,887	267,727	_	372,615
社債	_	175,426	_	175,426
株式	109,675	1,977	_	111,652
その他(※1)	92,962	247,847	5,233	346,042
資産計	307,525	692,979	5,233	1,005,738
デリバティブ取引(※2)				
金利関連取引	_	△ 1,235	_	△ 1,235
通貨関連取引	_	270	_	270
デリバティブ取引計	_	△ 965	_	△ 965

(※1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は9.557百万円であります。

(単位:百万円)

	细光硅宣			投資信託の基準価額を	投資信託の 当期の損益 上した額の 上した額の 時価とみな 期末残高 アニュー			
	期首残高	損益に計上	その他の包括 利益に計上 (注)	の純額	すこととした額	さないこと とした額	期本残高   	日において保有 する投資信託の 評価損益
Ī	8,293	_	140	1,123	_	_	9,557	_

- (注)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
- (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。
- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

Γ. /\		時	価	
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債·地方債等	2,741	1,947	_	4,688
社債	_	_	28,736	28,736
その他	_	_	_	_
貸出金	_	_	4,354,620	4,354,620
資産計	2,741	1,947	4,383,357	4,388,045
預金	_	5,694,487	_	5,694,487
譲渡性預金	_	34,779	_	34,779
借用金	_	260,375	_	260,375
負債計	_	5,989,642	_	5,989,642

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。 主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、 社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場 参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類して おります。 自社保証付私募債は、債券による将来キャッシュ・フロー及び保証による将来キャッシュ・フローと、信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率を用いてそれぞれ時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、 担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表 上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済 見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。 金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

これらの取引については、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類 しております。

#### 預金及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

# 借用金借用金

借用金については、当該借用金の元利金の合計額を、信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、当該金利スワップの時価を反映しております。 デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、通貨オプションや金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

## (注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報 時価の評価プロセスの説明

当社グループは財務部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って、各取引部門が時価を 算定しております。算定された時価については、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。 また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の 金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## (有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	Δ0

#### 2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
	国債	_	_	_
D+ /T   N+ /- 45 /- 1 DD +-	地方債	_	_	_
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	2,507	2,515	8
	その他	_	_	_
	小計	2,507	2,515	8
	国債	2,982	2,741	△ 241
D+ /TT   *********************************	地方債	2,047	1,947	△ 100
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	26,480	26,220	△ 260
	その他	-	_	_
	小計	31,510	30,909	△ 601
合 計		34,018	33,424	△ 593

# 3. その他有価証券(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
	株式	111,299	32,510	78,788
	債券	3,437	3,417	19
	国債	_	_	_
連結貸借対照表	地方債	60	60	0
計上額が取得原価を 超えるもの	社債	3,377	3,357	19
	その他	63,022	60,235	2,787
	外国証券	17,597	17,319	277
	その他の証券	45,424	42,915	2,509
	小 計	177,758	96,163	81,595
	株式	353	401	△ 47
	債券	544,605	575,698	△ 31,093
	国債	104,887	112,169	△ 7,281
連結貸借対照表	地方債	267,667	276,405	△ 8,738
計上額が取得原価を	社債	172,049	187,123	△ 15,073
超えないもの	その他	292,578	315,472	△ 22,893
	外国証券	138,010	145,269	△ 7,258
	その他の証券	154,567	170,203	△ 15,635
	小計	837,537	891,572	△ 54,034
合 1	†	1,015,296	987,735	27,560

# 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	111	111	_
合 計	111	111	-

(売却の理由) 私募債の買入消却であります。

#### 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,931	3,248	39
債券	66,646	177	2,031
国債	27,993	29	176
地方債	27,392	147	825
社債	11,261	_	1,029
その他	44,657	2,950	3,632
外国証券	34,880	77	3,271
その他の証券	9,776	2,872	361
合 計	116,235	6,375	5,703

#### 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合に著しい下落があったものとしておりますが、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認めた額について減損処理を行っております。

#### (金銭の信託関係)

## 1. 運用目的の金銭の信託(2025年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	4,909	_

- 2. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在) 該当事項はありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2025年3月31日現在)該当事項はありません。

#### (税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.9%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.8%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は191百万円増加(繰延税金負債は374百万円増加)し、法人税等調整額は180百万円減少しております。

#### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	銀行業	リース業	信用保証業	計	(注)2	
経常収益						
貸出業務	354	_	_	354	_	354
有価証券投資業務	_	_	_	_	_	_
リース関連業務	_	3,777	_	3,777	_	3,777
その他	15,648	8	1,679	17,336	6,559	23,896
顧客との契約から 生じる収益	16,003	3,786	1,679	21,469	6,559	28,029
その他の収益	64,583	38,121	427	103,132	198	103,330
外部顧客に対する 経常収益	80,586	41,907	2,107	124,601	6,758	131,360

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
  - 2.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータ関連業務、証券業務、 クレジットカード業務等を含んでおります。

#### (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

7,647円89銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額

353円53銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額

353円 1銭

# (ストック・オプション等関係)

- 1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名 営業経費 30百万円
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション	
付与対象者の区分 及び人数	当社の取締役 11名	当社の取締役 11名	当社の取締役 10名	
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 13,680株	普通株式 11,930株	普通株式 10,630株	
付与日	2011年7月26日	2012年7月26日	2013年7月26日	
権利確定条件		権利確定条件は定めていない		
対象勤務期間		対象勤務期間は定めていない		
権利行使期間	2011年7月27日から 2061年7月26日まで	2012年7月27日から 2062年7月26日まで	2013年7月27日から 2063年7月26日まで	
	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	
付与対象者の区分 及び人数	当社の取締役 10名 (社外取締役を除く)	当社の取締役 9名 (社外取締役を除く)	当社の取締役 8名 (社外取締役を除く)	
株式の種類別のストック· オプションの数 (注)	普通株式 9,910株	普通株式 5,910株	普通株式 8,440株	
付与日	2014年7月28日	2015年7月28日	2016年7月26日	
権利確定条件		権利確定条件は定めていない		
対象勤務期間		対象勤務期間は定めていない		
権利行使期間	2014年 7月29日から 2064年 7月28日まで	2015年7月29日から 2065年7月28日まで	2016年7月27日から 2066年7月26日まで	
	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	
付与対象者の区分 及び人数	当社の取締役 10名 (社外取締役を除く)	当社の取締役 11名 (社外取締役を除く)	当社の取締役 11名 (社外取締役を除く)	
株式の種類別のストック· オプションの数 (注)	普通株式 8,710株	普通株式 10,410株	普通株式 12,860株	
付与日	2017年7月26日	2018年7月26日	2019年7月26日	
権利確定条件	権利確定条件は定めていない			
対象勤務期間		対象勤務期間は定めていない		
権利行使期間	2017年 7月27日から 2067年 7月26日まで	2018年7月27日から 2068年7月26日まで	2019年7月27日から 2069年7月26日まで	

	2020 年 ストック・オプション	2021 年 ストック・オプション	2022 年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 及び委任型執行役員 10名	当社の取締役(社外取締役を除く) 及び委任型執行役員 8名	当社の取締役(社外取締役を除く) 及び委任型執行役員 8名
株式の種類別のストック· オプションの数 (注)	普通株式 12,000 株	普通株式 11,410 株	普通株式 12,120 株
付与日	2020年7月28日	2021年7月26日	2022年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない		
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない		
権利行使期間	2020 年7月 29 日から 2070 年7月 28 日まで	2021 年7月 27 日から 2071 年7月 26 日まで	2022 年7月 27 日から 2072 年7月 26 日まで

	2023年 2024年 ストック・オプション ストック・オフ		
付与対象者の区分 及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 及び委任型執行役員 9名	当社の取締役(社外取締役を除く) 及び執行役員 14名	
株式の種類別のストック· オプションの数 (注)	普通株式 12,640 株	普通株式 17,900 株	
付与日	2023年7月26日	2024年7月26日	
権利確定条件	権利確定条件は定めていない		
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない		
権利行使期間	2023 年7月 27 日から 2073 年7月 26 日まで	2024 年7月 27 日から 2074 年7月 26 日まで	

<sup>(</sup>注)株式数に換算して記載しております。なお、2017年10月1日付株式併合(普通株式10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

# (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

# ①ストック・オプションの数

	2011 年 ストック・オプション	2012 年 ストック・オプション	2013 年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	_	_	_
付与	_	_	-
失効	_	_	-
権利確定	_	_	_
未確定残	_	_	_
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	900	780	740
権利確定	_	_	_
権利行使	_	_	_
失効	_	_	_
未行使残	900	780	740

	2014年	2015年	2016年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	_	_	_
付与	_	_	-
失効	_	_	_
権利確定	_	_	_
未確定残	_	_	_
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	720	460	720
権利確定	_	_	_
権利行使	_	_	_
失効	_	_	_
未行使残	720	460	720

	2017 年 ストック・オプション	2018 年 ストック・オプション	2019 年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	_	_	_
付与	_	_	_
失効	_	_	-
権利確定	_	_	_
未確定残	_	_	_
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	2,490	4,340	7,020
権利確定	_	_	_
権利行使	600	1,330	1,600
失効	_	_	_
未行使残	1,890	3,010	5,420

	2020 年 ストック・オプション	2021 年 ストック・オプション	2022 年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	_	-
付与	_	_	-
失効	_	_	_
権利確定	_	_	-
未確定残	_	_	_
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	7,140	11,410	12,120
権利確定	_	_	_
権利行使	1,630	2,560	2,720
失効	_	_	-
未行使残	5,510	8,850	9,400

	2023 年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	_	-
付与	_	17,900
失効	_	-
権利確定	_	17,900
未確定残	_	_
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	12,640	-
権利確定	_	17,900
権利行使	2,580	-
失効	_	-
未行使残	10,060	17,900

(注)2017年10月1日付株式併合(普通株式10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

# ②単価情報

	2011 年 ストック・オプション	2012 年 ストック・オプション	2013 年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	_	_	_
付与日における公正な 評価単価(円)	2,310	2,500	2,890
	2014年 ストック・オプション	2015 年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	_	_	_
付与日における公正な 評価単価(円)	2,730	4,310	3,150
	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2019 年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	2,289	2,289	2,289
付与日における公正な 評価単価(円)	3,020	2,820	2,306

	2020年 ストック・オプション	2021 年 ストック・オプション	2022 年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,289	2,289	2,289
付与日における公正な 評価単価(円)	2,154	1,598	1,549

	2023 年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価(円)	2,289	_
付与日における公正な 評価単価(円)	1,715	1,888

- (注) 2017年10月1日付株式併合(普通株式10株につき1株の割合)による併合後の価格に換算して記載しております。
- 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2024年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

		2024 年ストック・オプション
株価変動性	(注) 1	30.4%
予想残存期間	(注) 2	4.8年
予想配当	(注) 3	70円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.62%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する過去期間 (2019 年9月 30 日から 2024 年7月 22 日) の株価実績に基づき、週次で算出しております。
  - 2. 過去の役員データにより、平均的な退任までの期間を見積もっております。
  - 3. 2024年3月期の配当実績によっております。
  - 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。
- 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。